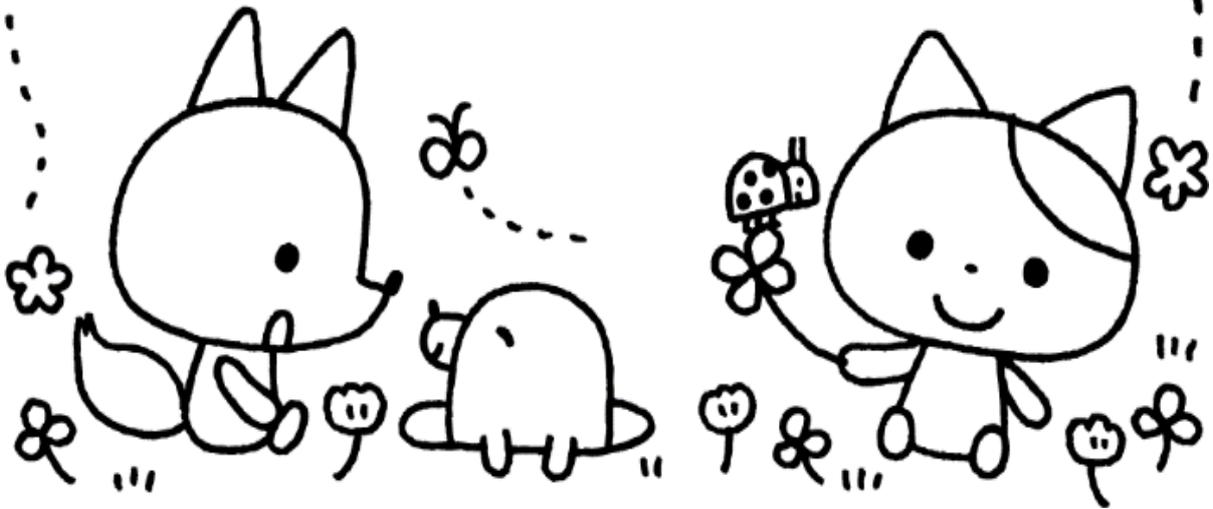


令和5年度

よくある質問集

～保育所等～



令和4年9月版

【問合せ先】

宮代町 子育て支援課 こども保育担当（8番窓口）

電話：0480-34-1111 内線：324・329

【入所前】



- Q1. 申請から入所までの詳しい流れを教えてください。.....P5
- Q2. 現在妊娠している子どもについて、出生前でも申込みできますか？.....P5
- Q3. 4月入所は何月生まれの子どもまで申込みできますか？.....P6
- Q4. 年齢ごとの保育所の空き状況を教えてください。.....P6
- Q5. 幼稚園との併願は可能ですか？..... P6
- Q6. 他自治体の保育所との併願は可能ですか？..... P6
- Q7. 園見学をしたいのですが。.....P6
- Q8. 公立保育所と私立保育所は、どう違うのですか？.....P6
- Q9. 幼稚園と保育施設はどう違うのですか？.....P7
- Q10. 申請時の保育を必要とする書類は両親分必要ですか？..... P7
- Q11. 離婚を前提として別居していますが、その場合でも両親の証明書は必要ですか？.....P7
- Q12. 結婚はしていませんが、同居人やパートナーがいる場合はその人の分の証明書も必要ですか？.....P7
- Q13. 父（母）が単身赴任などで同一世帯にはいませんが、
証明書は必要ですか？P7
- Q14. 現在育児休業を取得中です。入所後どのくらいまでに職場復帰をすればよい
ですか？.....P7
- Q15. 保育料はどのように決まりますか？また、保育料はいつごろ分かります
か？.....P8
- Q16. 宮代町で就労の認定を受けるためには、就労時間の最低基準が月48時間以上
(休憩含まず)とありますが、就労時間に波があり、勤務実績が48時間を超えない
月があります。この場合、就労の認定は受けられますか？.....P8
- Q17. 保育標準時間と保育短時間の違いは何ですか？
また、保育標準時間と保育短時間で保育料は変わりますか？.....P8
- Q18. 申請時に求職中でも保育所入所の申し込みはできますか？.....P8
- Q19. 疾病のため診断書を提出するつもりですが、病名や症状のほかに、何か書い
てもらうことはありますか？.....P9
- Q20. 希望していない保育所でも、空きがあったら案内してもらえますか？...P9
- Q21. きょうだい同時に申請しますが、同じ園に入所は可能ですか？.....P9
- Q22. きょうだいで申請を行う場合、保育を必要とすることを証明する書類（就労
証明書等）は人数分必要ですか？.....P9
- Q23. 申請書類を提出した後に希望園の変更などはできますか？.....P9

- Q24. 宮代町外の保育所を希望します。どのように申請したらよいですか..P10
- Q25. 現在宮代町の保育所に通っていますが、宮代町外へ転出する予定です。
転出後も引き続き宮代町の保育所に通い続けられますか?.....P11
- Q26. これから宮代町へ転入する予定です。転入後も現在通所中の保育所に通い続けたいのですが、どのような手続きが必要ですか?.....P11
- Q27. 現在は他自治体に住んでいますが、宮代町へ転入予定です宮代町内の保育所に入所申請することは可能ですか?.....P11
- Q28. 祖父母が代理で申込みに行ってもいいですか?.....P11
- Q29. 受付の順番が早い方が入所に有利ですか?.....P11

【入所中】

- Q1. 入所してから転園は可能ですか?.....P12
- Q2. ならし保育について教えてください。.....P12
- Q3. 仕事の都合で、ならし保育にあまり時間をかけられないのですが、どうすればよいですか?.....P12
- Q4. 4月で入所が決定しましたが、3月からならし保育を開始することはできますか?.....P12
- Q5. 食物アレルギーがある場合、対応は可能ですか?.....P12
- Q6. 退職/転職しました。何か手続きはありますか?.....P13
- Q7. 保育必要量を、短（標準）時間から標準（短）時間へ変更したいのですが、どんな手続きが必要ですか?.....P13
- Q8. 下の子を妊娠しました。在園中の上の子は引き続き保育所を利用できますか？
また、その後育休に入っても利用できますか?.....P13
- Q9. 保育所を退所したいです。手続き方法を教えてください。.....P13
- Q10. 離婚等によりひとり親になりましたが、保育料は変わりますか?.....P13

【保留（不承諾）について】

- Q1. 入所保留通知を毎月職場に提出しなければなりません。毎月入所申請書を提出する必要がありますか？.....P14
- Q2. 育休延長のために、入所保留通知ではなく保育が行われないことの証明が必要なのですが申請できますか？.....P14
- Q3. 4月入所申請が不承諾になってしまい、翌月以降も引き続き入所を希望する場合、再度申請する必要がありますか？.....P14
- Q4. 入所審査が不承諾となり、保留通知が届きましたが、今後も引き続き不承諾の場合、毎月通知でお知らせしてくれるのでしょうか？.....P15
- Q5. 保育所に入所できなかった場合、子どもを保育してもらえるサービスなどは他にありますか？.....P15

その他、ご質問などがございましたらお気軽にこども保育担当へご連絡ください。





Q1.申請から入所までの詳しい流れを教えてください。

☐ (4月入所)

1. 入所受付：毎年11月～12月頃
2. 入所の選考
3. 入所決定通知送付：1月下旬（入所の可否に関わらず郵送で通知します。）
4. 保育所の説明会（説明会の時期は入所承諾者に別途ご案内します。）
5. 保育料の決定：3月頃
6. 入所

※空き状況によっては、2月頃に二次選考を行う場合があります。二次選考の情報については、一次選考終了後町HPに掲載しますのでご確認ください。

(途中入所)

1. 入所受付：入所希望月の前月15日(土日祝の場合は前倒し)まで
2. 入所の選考
 - 3-1. 入所承諾者→入所のご意向等を確認するため、担当から選考結果及び今後の流れを保護者の方に電話で連絡の上、関係書類を郵送します。（その後、面談の日程調整のため、保育所から保護者の方に連絡が来ます。）
 - 3-2. 入所不承諾者→郵送で通知します。
4. 入所決定保育所と入所前の打ち合わせ・面談
5. 入所

※途中入所の場合、決定の連絡から入所までの期間が短いためご注意ください。

Q2. 現在妊娠している子どもについて、出生前でも申込みできますか？

☐宮代町の保育所への入所は満6か月からが対象です。そのため、出生前の申込みは受け付けていません。

Q3. 4月入所は何月生まれの子どもまで申込みできますか？

☞前年の10月2日までのお誕生日のお子さんまで申込みが可能です。

Q4. 年齢ごとの保育所の空き状況を教えてください。

☞担当までお問い合わせください。お電話いただいた時点での最新情報をお伝えすることが可能です。また、4月入所の二次選考時のみ、空き状況を町HPに掲載しています。

Q5. 幼稚園との併願は可能ですか？

☞保育所を同時に申請することをあらかじめ幼稚園に伝えて、了承を得たうえで申請してください。なお、保育所が決定した場合、保育所の申請の取下げはご遠慮いただいておりますのでご了承ください。

Q6. 他自治体の保育所との併願は可能ですか？

☞他自治体の保育所と宮代町の保育所を同時期に希望することはできません。(同じ自治体の保育所を複数希望することは可能です。)必ずどの自治体に申請するかを決定してからお申し込みください。

Q7. 園見学をしたいのですが。

☞園の見学につきましては、各保育所にお問い合わせください。なお、宮代町内の保育施設を申請される際は、見学されていない園も希望することが出来ます。

Q8. 公立保育所と私立保育所は、どう違うのですか？

☞どちらも認可保育所であり、保育料や保育内容も基本的には同じです。保育内容については、各園独自の方針等が反映されます。詳しくは園案内をご確認ください。

Q9. 幼稚園と保育施設はどう違うのですか？

☐ 幼稚園は学校教育法に基づく教育施設です。満3歳から就学前の幼児がはじめて集団生活を体験し、社会性を養うことができます。保育施設は、保護者が就労等の事由で保育を必要とする乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設です。保護者の就労などにより、子どもの保育ができない家庭等に代わり、就学前まで保育を行います。

Q10. 申請時の保育を必要とする書類は両親分必要ですか？

☐ はい。家庭で保育を必要としていることを確認するため、各事由に必要な書類を必ず両親分お持ちください。

Q11. 離婚を前提として別居していますが、その場合でも両親の証明書は必要ですか？

☐ 離婚が成立していなければ、両親の分が必要です。ただし、別居中かつ離婚調停中の証明書や弁護士に相談している証明書等がある場合はひとり親の申立書をご提出いただくことによりひとり親とみなします。

Q12. 結婚はしていませんが、同居人やパートナーがいる場合はその人の分の証明書も必要ですか？

☐ 必要となる場合があります。申請前に必ず窓口でご相談ください。

Q13. 父(母)が単身赴任などで同一世帯にはいませんが、証明書は必要ですか？

☐ 必要です。同一世帯にいない場合でも、婚姻関係等にあれば生計を共にしているとみなします。

Q14. 現在育児休業を取得中です。入所後どのくらいまでに職場復帰をすればよいですか？

☐ 入所月の月末までに同じ職場へ復帰していただきます。職場の都合で復帰のスケジュールが合わない等の理由がある場合は、入所翌月15日までに復帰をお願いします。また、やむを得ない事情で復帰ができない場合は、復帰ができないと分かった時点でお早めにこども保育担当までご相談をお願いします。

Q15. 保育料はどのように決まりますか？また、保育料はいつごろ分かります

☐ 4～8 月分の保育料は前年度、9～3 月は今年度の住民税課税額を基に、決定されます。詳しくは保育施設利用の手引きの 5 ページをご覧ください。
また、保育料は前期分（4～8 月分）を 3 月、後期分（9～3 月分）を 8 月に郵送でお知らせします。

Q16. 宮代町で就労の認定を受けるためには、就労時間の最低基準が月 48 時間以上(休憩含まず)とありますが、就労時間に波があり、勤務実績が 48 時間を超えない月があります。この場合、就労の認定は受けられますか？

☐ 可能です。月 48 時間は、契約時間を見ているので、勤務実績で 48 時間を超えていない月があった場合でも就労として認定します。

**Q17. 保育標準時間と保育短時間の違いは何ですか？
また、保育標準時間と保育短時間で保育料は変わりますか？**

☐ 保育を受けられる時間が異なります（標準時間：最長 11 時間/短時間：最長 8 時間）。保育必要量についてはご家庭の状況に応じて町が判断します。保育標準時間と保育短時間についての詳しいご説明は、保育施設利用の手引き 3 ページをご覧ください。また、保育料は同額です。

Q18. 申請時に求職中でも保育所入所の申し込みはできますか？

☐ 求職活動で、認定開始月から 2 か月間の認定が可能です。2 か月間で仕事が決まった場合は、就労証明書を提出のうえ、認定を就労に切り替える必要があります。4 月入所申請の場合、申請時に働いていなかったとしても 4 月 1 日から働き始めることが確認できる内定証明書を提出いただければ就労として認定が可能です。

※内定証明書は、町の就労証明書の様式をご利用ください。町の様式でない場合はお受けできない場合がございます。（その際は求職活動でのご申請となります。）

Q19. 疾病のため診断書を提出するつもりですが、病名や症状のほかに、何か書いてもらうことはありますか？

☐ 家庭で保育ができない旨の説明と療養期間（可能であれば）の記載をお願いします。なお、認定期間は療養期間中のみとなりますので、療養期間が終了するまでに、再度新しい診断書などの、保育を必要とすることを証明する書類を提出していただく必要があります。

Q20. 希望していない保育所でも、空きがあったら案内してもらえますか？

☐ ご希望されていない保育所へのご案内は行っておりません。そのため、申請書には、希望する（大小に関わらず）すべての園を記載してください。（町内全部の園を希望していただくことも可能です。）

Q21. きょうだい同時に申請しますが、同じ園に入所は可能ですか？

☐ 各園の申請状況や空き状況によっては、きょうだいでも同じ園に入所が出来ない場合があります。きょうだいでの申請の場合、申請の際に別園となっても良いかなどの意向をお伺いします。

Q22. きょうだいで申請を行う場合、保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書等）は人数分必要ですか？

☐ コピーで対応できますので、ご自身で必要枚数をコピーしていただき、それぞれの申請書類に添付してください。

Q23. 申請書類を提出した後に希望園の変更などはできますか？

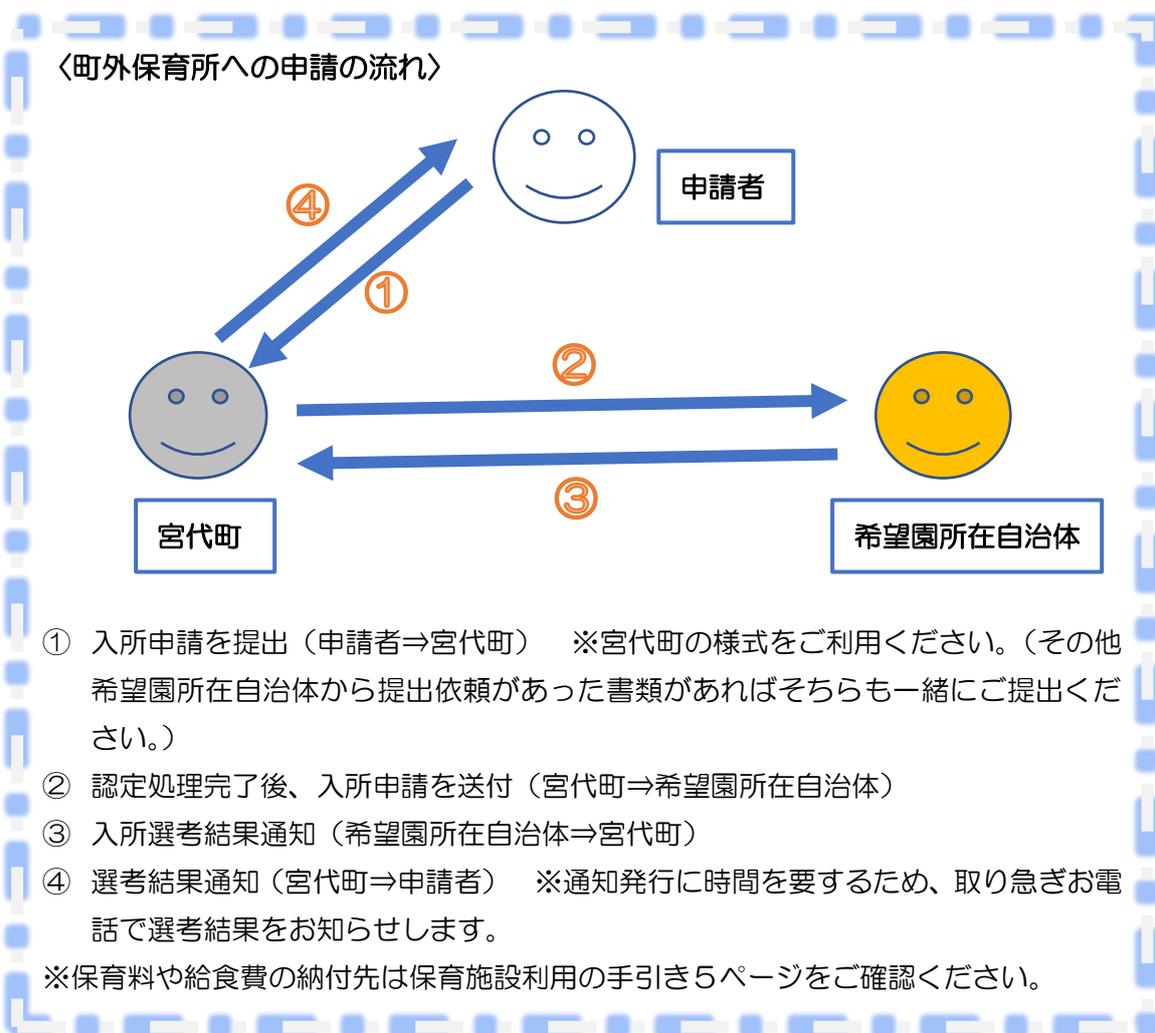
☐ 可能です。変更の手続きがありますので、役場8番窓口までお越してください。各月の申請締め切り日までに手続きをしていただければ、翌月の入所審査から変更した内容を反映させることができます。ただし、4月入所申請の場合、時期によっては対応できないことがありますので、できるだけお早めにご相談ください。

Q24. 宮代町外の保育所を希望します。どのように申請したらよいですか？

☐宮代町外の保育所を希望する場合、各自治体の定める要件（勤務地がある、通勤経路にある等）を満たしていれば申請が可能です。

希望する保育所のある自治体に必要書類や申請締め切り日等を事前に確認のうえ、町内の保育所等申込みと同様に役場8番窓口まで必要書類を提出してください。その後、該当の自治体が審査を行い、入所の可否が分かり次第、宮代町から保護者の方へ結果をお伝えします。詳しくは下図をご覧ください。

※希望園所在自治体に転入する予定がない場合、当自治体在住の方より優先順位が低くなる可能性があります。あらかじめ、希望自治体の保育手引き等をご確認ください。



Q25. 現在宮代町の保育所に通っていますが、宮代町外へ転出する予定です。転出後も引き続き宮代町の保育所に通い続けられますか？

☞年度末までは引き続き通園できます。(翌年度以降は再審査となります。) 転出した日の属する月末をもって宮代町民としては一旦退所となるため、転出時に退所届を提出していただきます。転出する時期が分かった時点でご連絡ください。また、転出先の自治体で転入の手続きをされた後、必ずその自治体の保育所担当部署で宮代町の保育所に継続して利用するための申込手続きをしてください。

Q26. これから宮代町へ転入する予定です。転入後も現在通所中の保育所に通い続けたいのですが、どのような手続きが必要ですか？

☞現在通っている保育所のある自治体で、転出後も引き続き利用が可能かどうか確認してください。利用が可能な場合には、宮代町に転入後、宮代町民としての申込手続きが必要となりますので、必ず役場8番窓口までお越しください。

Q27. 現在は他自治体に住んでいますが、宮代町へ転入予定です。宮代町内の保育所に入所申請は可能ですか？

☞可能です。「転入に関する誓約書」と「宮代町に転入することが確認できる書類(不動産売買契約書、賃貸借契約書等)の写し」を提出してください。引っ越し時期の都合等で、「宮代町に転入することが確認できる書類」を申請時に提出できない場合、4月入所の場合は2月下旬、途中入所の場合は入所希望月の前月20日までに、役場8番窓口へ提出をお願いします(郵送可)。詳しくは「転入に関する誓約書」をご確認ください。

Q28. 祖父母が代理で申込みに行ってもいいですか？

☞申請時に、希望園や調整についてのご意向などを伺いますので、必ず保護者の方が申請してください。

Q29. 受付の順番が早い方が入所に有利ですか？

☞申込みの受付順が審査、選考に影響することはありません。受付期間内の都合の良い時間にお越しください。



Q1. 入所してから転園は可能ですか？

☐ 年度途中での転園はできませんが、4月での転園は可能です。4月での転園希望は、現況届（毎年10月頃配布）にて受け付けております。

※転園を希望していただいても希望に添えない場合がございますのでご了承ください。

（もし転園が出来ない場合、4月の一次選考に限り元の園に戻る事が出来ます。）

Q2. ならし保育について教えてください。

☐ ならし保育とは、お子さんが新しい環境に慣れるため、まずは短い時間で保育を行い、入所日から1～2週間程度で徐々に保育の時間を延ばしていくものです。ならし保育の期間は、お子さんの状況により異なるため、具体的な期間については面談時に園にご相談ください。

Q3. 仕事の都合で、ならし保育にあまり時間をかけられないのですが、どうすればよいですか？

☐ ならし保育につきましては、状況が1人ひとり異なるため、園との面談時に対応可能か事前にご相談ください。

Q4. 4月で入所が決定しましたが、3月からならし保育を開始することはできますか？

☐ 入所が決定した月より前に通い始めることはできません。4月で入所が決定した場合は、ならし保育も4月1日からとなります。

Q5. 食物アレルギーがある場合、対応は可能ですか？

☐ 町立保育所では、食物アレルギーの原因食物の除去を基本として対応しています。その他の保育所等では園ごとに対応が異なりますので、各保育所等へ確認してください。

Q6. 退職/転職しました。何か手続きはありますか？

☐退職の場合、就労認定が退職月末で解除となるため、新たな保育を必要とする証明をご提出いただき、退職翌月からの認定を受ける必要があります。退職されることが分かった時点でご相談ください。

新たな保育を必要とする証明が確認できない場合は退所となりますのでご了承ください。転職をされた場合は、新しい職場の就労証明書を取得していただき、役場8番窓口までお持ちください。

※求職活動での認定は、年度内に1度しか認められませんのでご注意ください。

Q7. 保育必要量を、短（標準）時間から標準（短）時間へ変更したいのですが、どんな手続きが必要ですか？

☐変更する必要があることが確認できる書類（就労時間が以前より延びた就労証明書など）を窓口までお持ちください。変更届を記入していただき、保育必要量の変更が可能です。※書類の内容によっては、変更が認められない場合もありますのでご了承ください。

Q8. 下の子を妊娠しました。在園中の上の子は引き続き保育所を利用できますか？また、その後育休に入っても利用できますか？

☐可能です。産前産後休暇・育児休業に伴う手続きがございますので、役場8番窓口までお越しくください。なお、産休期間中は母体の保護のため標準時間、育児休業期間に入ってから短時間でのご利用となります。

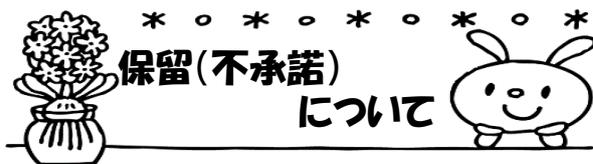
※育児休業の継続入所は、就労要件の時から利用を継続している方に限ります。

Q9. 保育所を退所したいです。手続き方法を教えてください。

☐退所届の提出が必要となりますので、退所月が決まり次第役場8番窓口までお越しくください。ただし、保育所の場合、月途中の退所や保育料の日割りはできませんのであらかじめご了承ください。

Q10. 離婚等によりひとり親になりましたが、保育料は変わりますか？

☐ご家庭の状況によっては変わる可能性があるため、ご相談ください。保育料や、副食費免除判定などが変更になった場合、必要書類の提出があった翌月分から反映いたします。



Q1. 入所保留通知を毎月職場に提出しなければなりません。毎月入所申請書を提出する必要がありますか？

☐ 年度末までは再発行が出来ますので、入所申請書を再び出していただく必要はありません。再発行をご希望の方は、入所希望月の前月 15 日（土日の場合前倒し）までに**再発行依頼書**を提出してください。（例：「8 月入所が不承諾だった」という旨の通知が必要な場合、7 月 15 日までにご提出ください。）

※再発行依頼のお手続きの際にご持参いただく物はありません。

※翌年度分の入所申請は改めて行っていただく必要があります。

Q2. 育休延長のために、入所保留通知ではなく保育が行われないことの証明が必要なのですが申請できますか？

☐ 「保留通知書では対応できない」といったことが確認できる何らかの書類をお持ちいただければ対応可能です。お手元に上記書類が無い場合はご相談ください。

Q3. 4月入所申請が不承諾になってしまい、翌月以降も引き続き入所を希望する場合、再度申請する必要がありますか？

☐ 一度申請を出していただければ、翌月以降も入所が決定するまで提出された書類にて年度末まで入所可否の審査を行います。希望園を変更する場合や両親の状況に変更が生じた場合は、子育て支援課こども保育担当までご連絡ください。

次年度以降も利用を希望される場合には改めて申請が必要ですのでご注意ください。

※求職活動や妊娠・出産など、認定期間が定められている場合は定められた期間内に限り継続して審査を行います。

Q4. 入所審査が不承諾となり保留通知が届きましたが、今後も引き続き不承諾の場合、毎月通知で知らせてくれるのでしょうか？

☐ 「保留通知書」を送付するのは申請後一度のみとなります。その後は、入所が可能となった時のみ、お知らせします。保留通知の再発行を希望する場合は、入所申請と同様に再発行依頼のお手続きが必要となります。再発行依頼については、保留（不承諾）について Q1のとおりとなります。

Q5. 保育所に入所ができなかった場合、子どもを保育してもらえるサービスなどは他にありますか？

☐ 一時保育を活用している方が多いです。宮代町では、みやしろ保育園と姫宮保育園で一時保育を実施しています（要予約）。一時保育を利用される場合は、各施設での登録が必要となりますので、利用を希望する施設にお問い合わせください。

《問合せ先》

みやしろ保育園：0480-32-3011 姫宮保育園：0480-34-8393

※定員数に限りがあるため、利用できない場合があります。

